平成 24 年 5 月 11 日

各　位

会 社 名　　株式会社　大分銀行
代表者名　　取締役頭取　姫野 昌治
（コード番号　８３９２　東証第一部、福証）
問合せ先　　執行役員総合企画部長　児玉 雅紀
（０９７－５３４－１１１１）

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストック・オプション導入に関するお知らせ

株式会社 大分銀行（頭取　姫野 昌治）は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止および取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することを決議し、平成 24 年 6 月 26 日開催の第 206 期定時株主総会に付議することにいたしましたのでお知らせします。

記

１．目的

役員報酬制度を見直し、取締役（社外取締役を除く）の業績向上および企業価値向上に対する貢献意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を一層高めるためであります。

２．内容

（１）役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を平成 24 年 6 月 26 日開催の第 206 期定時株主総会をもって廃止し、当該株主総会によって再任される取締役、ならびに当該株主総会後も引き続き在任する取締役および監査役に対し、在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を行うこと、ならびに当該株主総会の時をもって退任する監査役および辞任する監査役に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該株主総会に諮ることといたします。

なお、打切り支給の時期は各人の退任後といたします。

（２）株式報酬型ストック・オプションの導入

当行の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が１円の新株予約権）を導入します。

株式報酬型ストック・オプションの導入については、平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 206 期定時株主総会に付議いたします。

当行の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は別紙のとおりといたします。

以上

（別紙）

取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の内容

１．新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の総数は、3,500 個を 1 年間の上限とします。

新株予約権の目的となる株式の種類および数は、当行普通株式 350,000 株を 1 年間の上限とします。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」）は 100 株とします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当行は必要と認められる調整等を行うことがあります。

２．新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払込金額とします。

新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払い込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとします。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

４．新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内とします。ただし、行使の期間の最終日が当行の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

５．権利行使の条件

新株予約権者は、上記４の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。

６．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものとします。

７．その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定するものとします。

以上